日本共産党逗子市議会議員

はしづめ 明子

おれんじニュース　第54号

発行：2012年4月　橋爪明子　逗子市桜山２−１−５４　０９０−３３３６−８００１

暮らしを応援する市政運営を
不急・不要予算を減額修正

平成24年第一回定例会は、2月24日開会、3月21日閉会しました。

景気の低迷、先の見えない経済不況の中、国政では、民主党政権は公約を投げ捨て、震災復興を名目に国民への転嫁を進め、消費税増税、社会保障と税の一体改革など、国民の犠牲の上で進めようとしています。

市政では、24年度一般会計予算約１９３億３０００万円。歳入の内、市税収は約47％の94億２４００万円。４年間連続減収です。焼却施設の改良工事や、最終処分場延命化などの大型施設改修工事は待ったなし。新年度は、これまで実施を求めてきた、住宅リフォーム助成などの新規事業が盛り込まれましたが、その一方で、市長は、今後も税収の減少傾向が続き依然として厳しい状況が続くとして、介護保険料の引き上げや、障害者手当の所得制限の導入など、市民に負担を強いる内容も盛り込まれています。又、国民健康保険料の大幅引き上げや、使用料・手数料の見直しも進めようとしています。

予算審査に当たっては、市民の生活を優先し、不急・不要の事業の減額修正提案を行いましたが、残念ながら、修正案は、賛成少数で否決されました。

池子の森で米軍の戦闘訓練！
市長は直ちに中止を求めよ

今年1月6日に池子の米軍住宅地内で、戦闘訓練が行われました。

内容は、「ペイントボール」と呼ばれる模擬弾を使用し、ライフル射撃による実戦さながらのもので、模擬弾が飛び交う中、負傷兵を想定したダミー人形を担架で移送し後方に送る訓練で、海兵隊員や水兵らが参加したようです。

以前にも同様の訓練が池子の森で行われたこともあり、恒常的に訓練が行われている可能性があります。

代表質問では、訓練の取りやめを米軍に求めることを市長に求めましたが、市長は、「米海軍側にその使用権がある」「逗子市の権限の中ではない」として、訓練の中止を求める考えは示されませんでした。

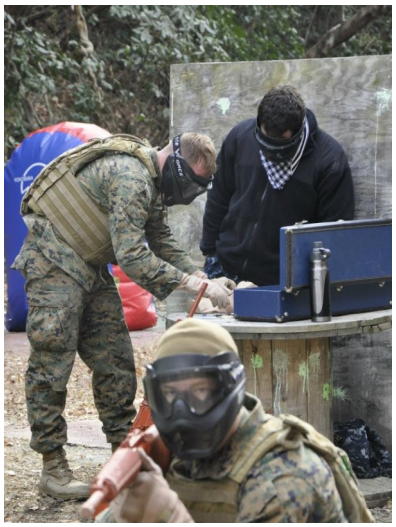

横須賀米海軍病院の
フエースブックより

市民の願いで実現した主な新規事業

☆就労等基盤整備促進事業　2,682千円
障がい者の就労支援のジョブコーチ

☆児童福祉法給付等支援事業　19,264千円
障がい児デイサービス・相談事業

☆特定不妊治療費助成事業　350万円
5万円を上限。1年度あたり1回、通算2 年度まで

☆住宅リフォーム助成事業　300万円
20万円以上の工事費の１０％。上限10万円

修正提案した主な事業

★ホームページ充実事業　597万円
5年間で5300万円投入。市民一人当たり883円負担。導入時期・規模の縮小を求める

★第1運動公園整備事業　5億1058万9千円
大規模災害の防災拠点として見直しが必要

介護保険第５期計画
保険料の大幅値上げ

介護保険第５期計画（平成24年度～平成26年度）の介護保険料は、第１号被保険者の保険区分をこれまでの10段階から、新たに12段階と多段階化し、介護保険事業運営基金や財政安定化基金も活用しましたが、基準額で25、48％増、月額４，５８０円も増額。老齢福祉年金のみの第一段階の非課税者でも、24、48％増、月額４６５円の増加です。

増額の主な理由として、市は、①75才以上の後期高齢者の増加。②要介護認定者の増加。③介護給付費の増加と説明しています。

保険料の計算式は、市の裁量であることから、更なる多段階化を進め低所得者への負担軽減に取り組む自治体もあります。

年金の実質引き下げの中で、低所得者からのこれ以上の保険料徴収は、結果として、サービス利用の縮小に繋がることからも、低所得者への負担軽減策を求める立場から、条例改正には反対しました。

特養ホーム整備計画　26年度開設予定

高齢化、老老介護、待機者が３００人を超える中、長い間、計画に位置付けながら進まなかった特養整備。

一〇〇床の特養が沼間一丁目に計画され、まちづくり条例などの景観３条例の手続きが終了。いよいよ整備が始まります。

介護保険第5期基準額　年額54,960円（月額4,580円）11,160円増

	段階	対象者	年額	増減率・額	
非課税世帯全員	第１	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	27,480円	25,48％	5,580円
	第２	課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	27,480円	25,48％	5,580円
	第３	課税年金収入と所得の合計が80万円を超え120万円以下	38,472円	17.11％	5,622円
	第４	課税年金収入と所得の合計が120万円を超える	41,220円	25,48％	8,370円
課税世帯	第５	課税年金収入と所得の合計が年間８０万円以下	49,464円	25,48％	10,044円
	第６	課税年金収入と所得の合計が年間８０万円を超える	54,960円	25,48％	11,160円
本人課税	第７	合計所得金額が年間１２５万円未満	60,456円	25,48％	12,276円
	第８	合計所得金額が年間１２５万円以上200万未満	68,700円	25,48％	13,950円
	第９	合計所得金額が年間200万円以上300万円未満	82,440円	25,48％	16,740円
	第10	合計所得金額が年間300万円以上500万円未満	93,432円	29,28％	21,162円
	第11	合計所得金額が年間500万円以上800万円未満	104,424円	28,87％	23,394円
	第12	合計所得金額が年間800万円以上	109,920円	35,65％	28,890円

市　政　相　談

4月21日（土）13時～17時

市政相談を定例化しました。
毎月第3土曜日の午後は、山の根2丁目、山内久さん宅に常駐しています。
気軽にお立ち寄りください。